

令和元年5月14日 衆議院総務委員会議事録

○江田委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

国民民主党の日吉雄太です。

質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、放送法の一部の改正案、これについて質問をさせていただきます。

まず最初に、もう既にいろいろと話題にはなっているんですけども、この常時同時配信を導入する意義について、やはりどうしてもしっくりこないところがありますので、改めてお伺いをさせていただきたいと思います。

先ほど来、民放では、ビジネスモデルとして、この常時同時配信、これは難しいのではないかということで、余りそれが普及していない中において、今回、常時同時配信を導入することになってきておりますが、どのぐらいの必要性があるのか、どのぐらいの視聴率を想定しているのか、こういったことが不明確な中で、この意義について改めて大臣とNHK会長にお伺いしたいと思います。お願ひいたします。

○石田国務大臣

若年層を中心とするテレビ離れの拡大といった視聴環境の変化が生じつつあることは総務省としても十分認識をいたしております、本法案は、そうした視聴環境の変化に対応して、NHKが放送の補完として常時同時配信を行うことを可能とするものであり、常時同時配信は、スマートフォン等を用いてさまざまな場所においても放送番組を視聴したいという国民・視聴者の期待に応えるという意義があるものと認識をいたしております。

○上田参考人（NHK会長）

お答えいたします。

インターネットの利用拡大や視聴者情報取得のあり方の変化の中にも関わらず、NHKは、放送を太い幹としつつインターネットも活用して、信頼される情報の社会的基盤の役割を果たし続けたいと考えております。

放送のインターネットへの常時同時配信は、その役割を果たすために、視聴機会の拡大を図り、いつでもどこでも必要なコンテンツを得られるよう、放送を補完するものとして実施したいと考えております。とりわけ、災害時や緊急時に安全、安心にかかわる情報をきちんと得ていただくためにも、日ごろから常時同時配信を通じて情報を取得していただく必要があると考えております。

こうした取組を通じて、今の三カ年経営計画で掲げております、正確、公平公正な情報で貢献や、安全で安心な暮らしに貢献などといった六つの公共的価値の実現につなげてまいりたいと考えております。

○日吉委員

もう一度、大臣にお伺いさせていただきます。

若者を中心にテレビ離れというお話をございました。そういう中で、テレビではなくてイ

ンターネットであれば視聴をするのか、それとも、テレビの番組自体に対して若者が見るとということから離れてきてしまっているのかというような認識なのか。要するに、インターネットであれば若者はテレビを見るのか、この辺の認識をちょっと大臣にお伺いしたいと思います。

○石田国務大臣

お若い方と年齢的にギャップがありますので、その辺はなかなか理解しにくいところがありますけれども、私の子供なんかを見ていますと、テレビをつけながら、一方ではスマホで見ている、そして何か関心事があるとぱっとテレビの方を見たりというような、そういう見方をされているわけでありまして、そういう意味で、今までの我々の世代あるいはそれに近い世代の皆さん方がテレビを中心にして見ていました、そういう状況ではないということはもう十分言えるのではないか。

それと同時に、例えば、テレビのない外で、表の、そういうほかの場所でそういう番組を見たいというような、そういうニーズもあるということだと私は思っております。

○日吉委員

ほかの場所で見るニーズもあるかもしれないんですけども、テレビで見なくて、じゃ、インターネットでその番組を本当に見るかというのはちょっと疑問なところもあるかなというふうに私は思っておりまして、そういった意味で、この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。本当にインターネット配信をすることによってその裾野が広がっていくのかといったところが明確でないなというような思いがあります。

そういう中で、NHK会長にお伺いをさせていただきます。

先ほど来、会計を区分経理したりすることによってそういった透明性を高めるというようなお話をございました。ちょっとこれは通告はしていないんですけども、同時配信とテレビ、この会計を区分する方法、これは収益についても区分されるんでしょうかね。教えてください。

○上田参考人（NHK会長）

お答えいたします。

収益に関しましては、現在の放送法に基づいて、受信料収入というのが全てベースになります。

○日吉委員

そうしますと、受信料収入については同時配信と今のテレビ放送、これを切り分けることはしないということで、費用面だけ区分する、こういうふうに理解いたしました。

そういう中で、今、常時同時配信をしても受信料への影響がないということで、受信料は上げるというような方向にはならないということになった場合、今現在の受信料が過大な

のではないかというようなこともちよと危惧されます。

一方で、今ある受信料のレベルを維持するためにむしろ新たなサービスを追加するんじやないか、こういった見方もあるうかと思うんですけども、そのあたり、どのようにお考えになられますのでしょうか。

○上田参考人（NHK会長）

お答えいたします。

信頼される情報の社会的基盤としてのNHKの役割を果たしていくためには、放送を太い幹としつつインターネットも更に積極的に活用して、正確な情報や豊かでよい番組、若年層にも響くような、広く届けられるような、こういうことをやっていく必要があると考えております。したがって、放送を太い幹とするという、受信料に基づいていますので、当然インターネットに係る費用に関しましては適正な、適切な上限を設けて、その用途を明確に示すことによって御理解を得よう、こういうふうに考えておるわけでございます。

○日吉委員

しかしながら、収益について区分をしないとなると、インターネットで採算がとれているのかとれていないのか、とれていなくちゃいけないのか、とれていなくてもそれでも必要なのかという、こういった判断というのができないような気がするんですけども、そのあたり、今後どのように考えていくのか、教えてください。

○上田参考人（NHK会長）

お答えいたします。

繰り返しになりますが、NHKがこの通信と放送の融合という環境の変化の中で情報の社会的基盤としての役割を果たしていくためには、ある一定程度インターネットを活用して、正確な情報や豊かでよい番組を届ける、こういう仕組みをつくる必要があると考えております。

したがいまして、このインターネットに関しましては、繰り返しになりますけれども、受信料は放送の受像機を設置した方から頂戴しているわけで、これは、今の放送法のもとでは放送にかかる受信料に収入は限られるわけですが、インターネットを一部この社会的役割を果たすために使った場合には、これに適切な上限を設けて、それで使った明細をしっかりと示しながらやっていきたい、こういうことを繰り返し申し上げているわけであります。

○日吉委員

そうすると、明確な採算がとれているかどうかは余りわからないのかなというふうに理解をいたしました。

その中で、先ほど来、受信契約における受信料のあり方についていろいろお話を出ておりますが、改めましてお伺いさせていただきます。

今後、インターネットで同時配信を視聴する人で、テレビを持っていない人、この方はどのように受信料を徴収するのか、教えてください。

○上田参考人（NHK会長）

お答えいたします。

テレビ放送のインターネットでの常時同時配信と見逃し配信サービスは、受信料制度のも

とで放送を補完するものとして、受信契約世帯に対して追加負担なく提供するものであります。通信と放送の融合の時代における新たな受信料制度のあり方につきましては、さきにもお答えをさせていただきましたが、大きな課題でありますので、今後しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○日吉委員

済みません、ちょっと不明確だったので一度確認させていただきますが、パソコンでインターネット接続をしていて、そこからだけの、インターネットでの配信だけを視聴する人がいて、テレビの機械を持っていない、こういった人に対して、この常時同時配信で、インターネット、パソコンで見た、テレビを視聴している人、この人はどういう、その視聴契約を結ぶということですか。

○上田参考人（NHK会長）

お答えいたします。

テレビを持たない方に対して公共性の高い情報やコンテンツを届けていくことは、信頼される情報の社会的基盤という役割を果たしていく上で重要な課題だと認識いたしております、こうした観点から、放送と通信の融合時代にふさわしい受信料制度のあり方については、研究が必要な課題だと考えております。

いずれにしましても、テレビ放送のインターネットでの常時同時配信と見逃しサービスは、現在の受信料制度のもとで放送を補完するものとして、受信契約世帯に対して追加負担なく提供するものということです。

○日吉委員

現状はわかったんですけども、今後についてはまだ決まっていない、これから研究をしていくというふうに理解をいたしました。

そういった中でちょっと気になることが、常時同時配信をインターネットですることになった場合に、そうしたときに、今申し上げたように、インターネットしか使っていない、こういった方々に受信料を契約するというような、今後そういうふうにしていくための布石といいますか、そういった形で、今回、常時同時配信を導入していくというような見方をされる方もいらっしゃるのかなと思いますけれども、そういった意味合いはあるのかないのか、教えてください。

○上田参考人（NHK会長）

お答えいたします。

繰り返しになりますが、テレビを持たない方に対して公共性の高い情報やコンテンツを届けていくことは、信頼される情報の社会的基盤というNHKの役割を果たしていく上で重要な課題だということを認識いたしております。こうした観点から、放送と通信の融合時代にふさわしい受信料制度のあり方については研究が必要な課題だと考えておるわけであります。

○日吉委員

研究が必要ということで、決まってないと理解いたしました。

それと、もう一つお伺いさせていただきます。

先ほど、インターネットの場合ではアプリを導入して、それを契約した方は見れるようになりますというようなお話が午前中にありました。そういった中で、そうすると、例えば、スマホだけ持っていた段階では受信料は支払わないんですけども、そのアプリを導入して契約した段階で支払いをする。その一方で、今、テレビは機器を、テレビを購入して設置した段階で受信料契約をしなければならないというようになっていて、そうではなくてテレビを、そもそもテレビを購入、設置したときにはNHKは見れない状況になっていて、その契約をした段階に見れるようになるというような形、今とは違いますけれども、その二つ、インターネットの場合とテレビとの場合に整合しないような感じがするんですけども、午前中の参考人の意見につきましてどのようにお考えか教えてください。

○上田参考人（NHK会長）

お答えいたします。

現在の放送法のもとで、私どもNHKは受信契約を結んでいただいて受信料を頂戴しているわけですが、受信契約を締結して受信料をいただいている方に対して、補完的なサービスとしてインターネットのサービスを提供する。そのために、アプリケーションといいますか、しっかりと受信契約を結んでいただいているということを確認した上で、インターネットの情報にアクセスできるような権限を付与させていただく、こういうことを考えております。

○日吉委員

ちょっと余り質問をさせていただいたことに直接お答えいただけなかつたかなと思っておりますが、余り時間もなくなってきたので、最後に、最後というか、この件についてもう一回。

やはりテレビからインターネットにシフトしていくような感じがするんですけども、将来的にテレビ、将来いつかはわからないんですけども、テレビというものがなくなってしまう可能性、こういったことは考えられたことはございますか。

○上田参考人（NHK会長）

お答えいたします。

あくまでも、現段階においては、放送を太い幹として、インターネットを補完的に活用して、情報の社会的基盤としてのNHKの役割をしっかりと果たしてまいりたいということあります。

○日吉委員

じゃ、将来については今のところ検討されていないというふうに、現状について検討しているというふうに理解をさせていただきました。

そうしますと、次の質問に移らせていただきたいと思います。

先ほど来、インターネット配信の地域制限についてお尋ねがございました。インターネットにおいても、テレビと同じような形で、同じような番組をその地域で見るということになると伺いましたが、地域制限をなぜ行うのか、もう一度教えてください。

○荒木参考人（NHK専務理事）

お答えいたします。

常時同時配信は放送の補完というふうに位置づけておりまして、地域放送番組をどのように配信していくかという課題は重要だというふうに認識しております。

放送が対象地域ごとに行われていることから、地域放送番組を配信する際には地域制限を求める声も強くあります。こうした点も考慮に入れて対応していくことが必要だというふうに考えております。

総務省の放送を巡る諸課題に関する検討会の第二次取りまとめにおきましても、放送の補完として行われる常時同時配信について、地域制限を行うことに一定の合理性があるというふうにされております。

○日吉委員

済みません、その一定の合理性のところ、その合理性を、もう少し具体的に教えてもらえますか。

○荒木参考人（NHK専務理事）

これは、放送が対象地域ごとに行われているということから、地域放送番組を配信する際には地域制限を求める声が強くあるということです。こうしたことも考慮に入れまして対応していくことが必要だというふうに考えております。

また、常時同時配信を実施する際の地域放送番組の配信につきましては、コストや運営体制の面から、段階的に拡充していきたいというふうに考えております。このため、地域放送が行われている時間帯については、当面、東京発の地域放送番組を配信する予定であります。

○日吉委員

今のお話ですと、段階的に地域の放送も見れるようにしていくというように伺いました。テレビ放送の方における地域制限、こういったものは今後外していくといいますか、緩和していく、そういうことはあるんですか。

○荒木参考人（NHK専務理事）

今のところ、考えておりません。

○日吉委員

わかりました。ありがとうございます。

それと、もう一つ、インターネットでの常時同時配信を行う際の、先ほどもお話しありましたけれども、アクセスが集中したりすることによってサーバーに大きな負担がかかるとかいう話がありましたが、この対策にかかるコストをどの程度想定されているとか、どの程度のアクセスであれば大丈夫なのかとか、こういった検討の状況を教えてください。

○荒木参考人（NHK専務理事）

お答えします。

動画配信では、アクセスが集中した場合でも処理を分散しまして大もとのサーバーに負担がかからないようにするコンテンツ・デリバリー・ネットワーク、CDNという仕組みを利用するのが一般的であります。NHKの常時同時配信におきましても、CDNを利用して配信を行う予定であります。

常時同時配信が実際にどの程度利用されるのかを具体的に想定することは難しいところがありますが、仮にアクセスが集中した場合でも、CDN事業者と情報の共有などを進めるな

どして、配信が滞ることがないような対応をとれるようにしていきたいというふうに考えております。

○日吉委員

結構インターネットの接続がうまくいかないとかいう話がございますので、よろしくお願ひをいたします。

それともう一つ、見逃し配信や有料のオンデマンドの配信、これにおきまして、特にそのあたりお伺いしたいんですけども、放送の政治的な中立性の話なんですが、これを保つために、インターネット配信における中立性というのはどのように担保されるのか、教えてください。

○上田参考人（NHK会長）

お答えいたします。

放送法は第一条で、放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保することを、また、第四条で、国内放送番組の編集に当たり、政治的に公平であることや、報道は事実を曲げないですることなど、四つを挙げております。

放送法の規定を踏まえまして、NHKは国内番組基準を定めております。この中で、全国民の基盤に立つ公共放送の機関として、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守って、放送による言論と表現の自由を確保することを明記いたしております。

放送と通信の融合時代にありますても、こうした考え方は不变であると考えております。

○日吉委員

確かに、原則論としてそういう話で、インターネットで配信される内容につきましても、現時点では、テレビ放送と同じような形で常時同時配信されるので、テレビで公平性が確保されていればインターネットでも確保されるというような流れになると思うんですけども。その一方で、見逃し配信や有料の配信について、これは、そもそもメニューが限られている中で、特定の主張についてそれをメニューに置いておきますけれども、特定の主張にはそのメニューに載っていないとか、こういったことになっていく可能性もあると思いますし、先ほどでは、テレビでは地域制限を撤廃することはないけれども、インターネットでは今後地域制限を段階的に外していくというような話もあった中で、そうすると、インターネットでの公平性の確保というのはどうなるのかといったところを検討しなければいけないのかなと思ったときに、まず、見逃し配信、これについて、メニューをそろえる、どういうふうに公平にそろえていくのか、このあたりを教えてください。

○木田参考人（NHK専務理事）

お答えいたします。

見逃し配信につきましては、基本的には、常時同時で流したものを見逃し配信に回していくということを基本に考えておりますけれども、著作権処理の過程とかでいろいろなまた違う課題が出てくる可能性もあります。

今のところは、基本的には常時同時配信したものを見逃しに回していく予定で考えております。

○日吉委員

そうすると、確かに一義的には常時同時配信で公平性が確保されるような内容になっておりますけれども、その後、見逃していた方々がもう一度見たいといったときに、ある一定の主張についてはそれを見られるんですけれども、ある一定の主張については見られないというようなことが起こらない、起こってはいけないのかなと思うんですけれども、それは起こってはいけない、こういう認識でよろしいですか。

○木田参考人（NHK専務理事）

基本的には、同じものを見逃しでも配信する予定で考えております。

○日吉委員

済みません、同じものを配信されるんですけれども、その同じものといいますか、それ、全てを見逃し配信をするというのだったらいいんですけども、一部だけなんですか。どうなんですか。

○木田参考人（NHK専務理事）

常時同時配信したものを基本的には見逃し配信する予定で考えております。

○日吉委員

ということは、そこで不公平が生まれることはないという、こういう理解でよろしいですか。

○木田参考人（NHK専務理事）

原則的にはそれで結構です。

○日吉委員

今、原則的とおっしゃられましたけれども、例外的な場合があれば、ちょっと教えてください。

○木田参考人（NHK専務理事）

これは、コンテンツによって著作権処理がどういう形になるか、これはまだこれからのことですので、わかりませんけれども、原則的には、常時同時配信と一定期間の見逃しは同じものであるということです。

○日吉委員

ありがとうございました。

今、著作権という話が出ましたので、著作権料についてお伺いをさせていただきます。

同時配信と見逃し配信における著作権料の考え方、これを教えてください。

○木田参考人（NHK専務理事）

お答えいたします。

権利につきましては、権利者や権利者団体との協議の中で決まっていくものだというふうに考えております。

具体的な権利料のあり方やその総額の見通し等について触ることは、個々の契約に影響することが懸念されますので、回答を差し控えさせていただきたいと思います。

なお、今後の権利者団体等との交渉に当たっては、常時同時配信が受信料で賄われる公共的サービスであることを御理解いただき、経費を抑えられるように努めていきたいというふ

うに考えております。

○日吉委員

個々の契約で、この場で明らかにできないところは結構なんですけれども、基本的には、同時配信をすれば、負担する著作権料はふえていく、こういう考え方でよろしいですね。

○木田参考人（NHK専務理事）

まだ協議をしている段階ではありませんので、ここではちょっと、具体的な内容については差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○日吉委員

わかりました。

時間も大分なくなってきたので、最後に、民放との連携についてお伺いをさせていただきます。

今後、テレビ番組の動画配信、同時配信に向け、民放各社との連携はどのように考えられているか、教えてください。

○荒木参考人（NHK専務理事）

お答えします。

放送で培ってきた二元体制を維持しながら、放送と通信の融合時代においても、民放との相互にメリットをもたらす協調や連携を進めていくことは重要というふうに認識しております。

例えば、民放ラジオ局が参加するインターネット配信プラットフォーム、ラジコでのNHKラジオ番組の配信については、今年度から正式なサービスとして実施しております。

また、民放の公式テレビポータルTV e rにつきましては、今年度に参加できるよう、具体的な調整を進めております。

このほかにも、これまでNHKが行った同時配信実験、試験的提供の検証結果について民放と情報共有を図ってまいりました。

具体的には、字幕の配信技術や地域放送番組の配信に関するシステムや運用などについて説明をしてまいりました。民放との連携協力を引き続き積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

○日吉委員

時間が参りましたので終わりますが、最後に、受信料の話なんですけれども、だんだん、受信料の考え方というのは非常に複雑になっていくのかなというふうに思っていて、今、機械を設置したところから、今後、何か人に対して受信料を取っていくというようなことになつていかないかなということをちょっと、若干危惧しているんですけども、それについて、人を対象に、最後に、受信料を徴収する、こういうことは現時点で考えていないということでおろしいですね。

○上田参考人（NHK会長）

お答えいたします。

テレビを持たない方に対して公共性の高い情報やコンテンツを届けていくことは、信頼される情報の社会的基盤という役割を果たしていく上で重要な課題だということを何度も繰

り返し申し上げていますが、こうした観点を踏まえまして、放送と通信の融合時代にふさわしい受信料制度のあり方につきましては、研究が必要な課題だ、こういうふうに考えております。

○日吉委員

否定はされなかつたというふうに理解しました。研究を待ちたいと思います。

どうもありがとうございました。